

## 2. 河川整備計画の目標に関する事項

### 2.1 計画対象区間および計画対象期間

- 計画対象区間は、広島県知事管理区間とします。
- 計画対象期間は、概ね30年とします。

### 2.2 洪水による災害発生の防止又は軽減に関する事項

災害の発生の防止又は軽減に関しては、芦田川下流ブロック全域において、昭和60年6月、平成10年10月あるいは平成30年7月洪水相当の流量について、越水による家屋浸水被害の防止・軽減を図るよう、河川改修等を行います。

さらに、想定される規模を超える洪水が発生した際の被害を最小限に抑えるため、防災情報システムの有効活用など、関係機関や地域住民との連携による、情報伝達、警戒避難体制等の強化に努めます。

### 2.3 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関しては、今後、水利用実態を考慮した上で農業取水の適正化を図り、流況の改善を進めるとともに、渇水時には関連情報を収集し、状況把握や河川流量等に関する情報提供を行うなど円滑な渇水調整に努めます。

また、四川流域の渇水状況の緊急性に加え、本川加茂川の農業用水の利用や貴重種の生息を考慮し、四川については動植物の生息・生育環境、流水の清潔の保持等の水環境を良好に維持するとともに、水利使用の安定取水が可能となるよう、洪水調節施設を活用し必要な流量の確保を図ります。

### 2.4 河川環境の整備と保全に関する事項

河川環境の整備と保全に関しては、貴重な魚類であるアカザ、オヤニラミ、スジシマドジョウなどの動植物の生息・生育環境や空間利用が成されている良好な河川環境の保全に努めるほか、河川環境の現状と課題について地域住民に広報し、河川に興味を持ち親しみを感じるような川づくりを進めるとともに、河川を環境学習の場として活用するなど河川愛護の啓発・促進を図ります。また、水環境改善については「第二期水環境改善緊急行動計画（清流ルネッサンスⅡ）」等の実施により、水質浄化の効果が現れております。その上平成19年からは「家庭でできる水質浄化の取り組み（クリーン5）」等を実施しており、さらなる水質改善を目指します。

河川改修を行う際には、河川毎、地域毎の特性に配慮し、親水施設の設置など河川環境の整備に努めるほか、動植物の生息・生育場となっている河床部の濁筋や瀬・淵等の復元を図るなど、河道及び周辺の自然環境に配慮します。なお、ダムの建設等、現況の河道を大きく改変する際は、事前の環境調査を十分に行い、動植物の生息・生育環境や水質等を保全するため必要な対策を講じるとともに、施設完成後も調査を継続的に実施します。

外来種については、関係機関と連携して移入回避や必要に応じて駆除にも努めます。